第三十一条の二を次のように改める。

（新関西国際空港株式会社が移転補償事業により買い取つた土地の所有権の移転登記の免税を受けるための手続）

第三十一条の二　新関西国際空港株式会社が、法第八十二条に規定する登記につき同条の規定の適用を受けようとする場合には、その登記の申請書に、当該登記が同条の規定に該当するものであることについての国土交通大臣の証明書で、当該登記に係る土地が同条に規定する第二種区域に所在すること、当該土地の買入れが同条の事業として当該土地の所有者からの申出に基づき行われたものであること及び当該土地の買入れを行つた日の記載があるものを添付しなければならない。

第三十一条の四第二項中「第四十三条の四第二項」を「第四十三条の三第二項」に、「第八十三条第一項」を「第八十三条第二項」に改める。

第三十一条の八中「第八十四条の三第六項」を「第八十四条の三第五項」に改める。

第三十九条の四第一項及び第二項中「第四十九条第三項又は施行令第五十条第二項」を「第四十八条の七第一項」に改め、同条第三項中「同項」を「施行令第四十八条の七第一項」に改め、同条第四項中「第四十九条第三項又は施行令第五十条第二項」を「第四十八条の七第一項」に、「これらの規定による」を「同項の規定による」に、「これらの規定に規定する当該製造場又は承認輸入者の住所若しくは居所」に改め、第三十九条の九を第三十九条の十一とする。

第三十九条の八第二号中「（法第九十条の八の二第一項に規定する沖縄をいう。）」を削り、「同項に規定する本邦の地域」を「法第九十条の八の二第一項に規定する沖縄以外の本邦の地域」に改め、同条を第三十九条の十とする。

第三十九条の七第二号中「第三十九条の五第二項」を「第三十九条の七第二項」に改め、同条を第三十九条の九とし、第三十九条の六を第三十九条の八とする。

第三十九条の五第一項第一号中「第三十九条の七」を「第三十九条の九」に改め、同条を第三十九条の七とし、第三十九条の四の次に次の二条を加える。

（石油石炭税の還付を受けることができる特定用途石油製品の用途から除かれる用途）

第三十九条の五　法第九十条の三の四第一項の表の第二号の下欄に規定する財務省令で定める用途は、遊覧の用とする。

（還付の申請に係る場所の特例の承認の申請等）

第三十九条の六　第三十九条の四の規定は、施行令第四十九条第三項又は第五十条第二項の規定による承認について準用する。

第四十条中「次条」の下に「及び第四十条の三」を加える。

第四十条の二の見出し中「電気を動力源とする」を「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2　法第九十条の十二第一項第二号に規定する平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一　車両総重量が三・五トン以下の自動車　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下この条及び第四十条の四第三項において「細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号の基準又は道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号。第七項において「適用関係告示」という。）第二十八条第百三十三項の基準

二　車両総重量が三・五トンを超える自動車　細目告示第四十一条第一項第九号の基準

第四十条の二第三項を次のように改める。

3　法第九十条の十二第一項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車で財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する自動車とする。

一　車両総重量が三・五トン以下の自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第十一号の表のイに掲げる自動車については同表のイに掲げる値、同表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ十分の九を超えない自動車で、かつ、その他の自動車排出ガスに係る国土交通大臣が定める基準（以下この条において「特定基準」という。）に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二　車両総重量が三・五トンを超える自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第九号に定める値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

第四十条の二第四項から第六項までを削り、同条第七項を同条第四項とし、同条第八項を削り、同条第九項を同条第五項とし、同条第十項中「財務省令で定める電力併用自動車」を「乗用自動車又は車両総重量が二・五トン以下の乗合自動車若しくは貨物自動車で財務省令で定めるもの」に改め、同項第一号中「同号の表」を「同表」に改め、同項第二号を次のように改め、同項を同条第六項とする。

二　自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成十六年国土交通省告示第六十一号）第四条に規定する平成二十七年度燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条において「平成二十七年度燃費基準達成レベル」という。）が百二十以上であること（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）。

第四十条の二第十一項中「適用関係告示第二十八条第百二項の基準若しくは同条第百八項の基準又は」を削り、「）の基準」の下に「又は適用関係告示第二十八条第百八項の基準」を加え、同項を同条第七項とし、同条第十二項第一号中「以下この条」を「第三十項」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9　法第九十条の十二第一項第四号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下の乗合自動車又は貨物自動車で財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハに掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二　平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上であること（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。）。

第四十条の二第十三項から第十五項までを削り、同条第十六項中「第九十条の十二第一項第五号」を「第九十条の十二第一項第五号イ」に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の六項を加える。

11　法第九十条の十二第一項第五号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下の乗合自動車又は貨物自動車で財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示第四十一条第一項第七号の表のハに掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二　平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上であること（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）。